

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第21号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年寒川町規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)」を「条例」に、「国民健康保険法(昭和33年法律192号)に規定する国民健康保険被保険者」を「健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)に規定する被保険者若しくは被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に規定する共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)に規定する共済制度の加入者若しくは被扶養者又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者」に、「国民健康保険関係情報」を「医療保険関係情報」に改め、「、寒川町後期高齢者医療に関する条例(平成20年寒川町条例8号)に規定する後期高齢者医療保険被保険者の資格に関する情報(以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。)」を削り、同条第2項及び第3項中「国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報」を「医療保険関係情報」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。